

## 鎌田實の「がんばらない健康長寿実践塾」利用規約

### 第1条（名称・組織）

株式会社ミズは、鎌田實の「がんばらない健康長寿実践塾」（以下「鎌田塾」という）を主宰し、事務局を本社内に設置する。

2 株式会社ミズホールディングス会長溝上泰弘が塾長に就任し、以下の役員を任命する。

- （1）顧問 若干名
- （2）事務局長 1名
- （3）事務局次長 1名

### 第2条（目的）

鎌田塾は、塾生の健康に関する学びを実践し、塾生の健康増進を目的とし、その活動によって得られた結果（エビデンス）を各行政主体・保険者と共有して、佐賀県の健康長寿日本一に寄与する。

### 第3条（塾生の資格取得と資格の喪失について）

鎌田塾が、入塾希望者の入塾申込書を承認し、入会費と年会費の支払いを確認した場合に塾生の資格を取得する。

2 鎌田塾は、以下の各号に該当する方を塾生とする。

- （1）18歳以上で、本規約を承認し、鎌田塾が定めた事項を遵守する方
- （2）鎌田塾の活動に耐えうる健康状態である方
- （3）伝染病等、その他、他人に感染する恐れのある疾病のない方
- （4）過去に除名処分になっていない方
- （5）暴力団・暴力団員その他これに準ずる反社会的勢力に属さない方

3 塾生は、個人の資格で鎌田塾の活動に参加する。

4 鎌田塾は、以下の場合に、塾生が資格を喪失したものと見做す。

- （1）退会手続きを完了した場合
- （2）塾生が、特定の団体のために塾の活動を利用するなど、塾の調和を乱し、又は法令に違反するなど、塾生としての資質に疑義が生じた場合
- （3）長期間に亘って活動に参加しない場合
- （4）第8条（禁止事項）に抵触する行為、またはそれに準ずる行為を行った場合

### 第4条（運営）

鎌田塾は、毎月イベントを開催し、その活動内容を、株式会社ミズのウェブサイト及び各種広報媒体に掲載する。

### 第5条（会費等）

塾生は、入会時に細則に定める入会費と年会費を支払う。なお、翌年度の年会費は毎年4月に支払う。

2 鎌田塾主催のイベントに参加する塾生は、事務局が定める参加費を負担する。

## 第6条（塾生の義務）

塾生は、以下の各号の義務を負う。

- 1 鎌田塾の設立目的、規程を遵守し、塾生としての品格を保ち、他の塾生の人格を尊重して、敬意をもって接し、誹謗、中傷しないこと。
- 2 年会費を納付する義務。
- 3 各種イベントの参加費を負担する義務。
- 4 運営事務局が塾生と確実に連絡がとれる住所、氏名、電話番号、メールアドレスを登録し、この変更があった場合は、直ちに変更内容を登録する義務。
- 5 鎌田塾が推奨する健康法を実践する義務。ただし、医師により、運動等を控えるように指示された場合はその限りではない。
- 6 鎌田塾が指定した活動内容、健康状態などの各情報を提供する義務。

## 第7条（塾生証）

鎌田塾は、塾生に対し塾生証を発行する。

- 1 塾生証は本人のみの使用とし、他に貸与、譲渡、相続できない。
- 2 塾生は、塾生証を提示して、鎌田塾主催のイベントに参加する。
- 3 塾生は、塾生証紛失の場合、速やかに事務局に紛失届を行い、事務手数料300円を支払って、塾生証の再発行を受けるものとする。
- 4 鎌田塾は、塾生が紛失した塾生証の不正利用については責任を負わない。

## 第8条（禁止事項）

塾生（ビジターを含む）は、以下の各号を禁止する。

- 1 塾生の資格を第三者に貸与、譲渡、相続すること。
- 2 鎌田塾の事前の同意なく、研修会や勉強会、各種イベントで見聞したことや配布された資料を外部に譲渡したり、開示したりすること。
- 3 許可なく月例講義、勉強会、研修会、各種イベントの様相を録画・録音すること。
- 4 塾生が、鎌田塾の活動過程において知り得た内部情報、他の塾生の個人情報を開示したり、自己及び第三者の宣伝・営業目的に利用すること。
- 5 鎌田塾並びに他の塾生、ビジター、招聘した講師などを誹謗したり中傷したり塾の秩序を乱す行為。
- 6 他の塾生との調和を乱す行為。

## 第9条（退会）

塾生は、退会についての文書、メールを事務局に通知して退会できる。退会の場合、塾生が納付した会費、費用の返還請求はできない。会費等の未払いがある場合には、精算する。

## 第10条（ビジター）

鎌田塾主催の各種イベントにビジター参加希望者は、事務局に申し込み、参加が承認された場合は本規約を遵守することを条件として、ビジターとして参加できる。

## 第11条（賠償責任）

鎌田塾は、塾の活動参加の過程において、塾生が盗難、傷害等により被害を受けた場

合、鎌田塾の責めに帰すべき事由以外の損害について、損害賠償の責を負わない。

#### 第12条（塾生の損害賠償責任）

塾生は、鎌田塾の活動中に自己の帰すべき事由により、鎌田塾・塾生及び第三者に損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負う。

#### 第13条（個人情報の保護とその使用）

鎌田塾は、保有する塾生の個人情報を、株式会社ミズの定める個人情報保護方針に従って、以下の通り管理する。

##### 1 個人情報の利用について

鎌田塾及び株式会社ミズは、鎌田塾が業務上知り得た塾生の個人情報を以下の場合において、顧客サービス向上のために業務上利用し得る。

（1）塾生ご本人様の同意がある場合

（2）国の機関又は地方公共団体が法令の定める業務を遂行することに対して当社が協力する必要がある場合

（3）委託先がPマーク取得をしているか、当社と同等の個人情報保護の体制が整っている場合

##### 2 顧客からの開示情報の訂正等について

鎌田塾が保有する個人情報について、顧客から開示、訂正、削除、利用停止等の請求がなされた場合は、本人確認後、所定の手続にて対応する。

#### 第14条（会計）

鎌田塾の会計は株式会社ミズが行う。

#### 第15条（業務年度）

鎌田塾の業務年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。

#### 第16条（その他）

本規程に定めない事項については、鎌田塾が判断する。

#### 第17条（改正）

改正は、次の通りとする。

1 本規程・細則の改正・変更は鎌田塾の定めるところによる。

2 鎌田塾は、本規程等の改定を行うときは、1ヶ月前までに株式会社ミズの店舗やウェブサイト等で塾生に告知する。

#### 第18条（管轄裁判所）

本契約に関する権利義務について紛争が生じた場合は、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

#### 第19条（附則）

本規程は2022年12月20日より施行する。

本規約に関する問合せ先  
株式会社ミズ  
佐賀県佐賀市水ヶ江1丁目1-11  
鎌田實の「がんばらない健康長寿実践塾」  
☎0120-22-7911(規約に関して)  
事業支援本部 人事総務部  
☎0952-22-7974 (個人情報に関して)

以上

令和 4年11月17日  
鎌田實の「がんばらない健康長寿実践塾」  
運営会社：株式会社ミズ